

平成25年9月定例会

議案説明資料

警察本部

平成25年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県留置施設視察委員会条例の一部改正)	警務課	1
議案第16号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	監察官室	3

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年7月25日専決)	監察官室	4
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年7月25日専決)	監察官室	5
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年7月25日専決)	監察官室	6
	(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年8月30日専決)	監察官室	7
	(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年8月30日専決)	監察官室	8
	(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年8月30日専決)	監察官室	9

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について (鳥取県留置施設視察委員会条例の一部改正)</p>	
<p>提 出 理 由 及 び</p>	<p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部が改正され、留置施設視察委員会の委員の任期等は、各県が定めるとされたことに伴い、委員の任期を定める。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県留置施設視察委員会の委員の任期は、1年とする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。</p> <p>参考 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文</p> <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号) (抄) (第5条関係)</p>	
<p>概 要</p>	<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(組織等) 第21条 (削る)</p> <p>委員会の委員 (以下この条及び次条第2項において「委員」という。) は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。 (削る)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(組織等) 第21条 委員会は、委員10人以内で組織する。 2 委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 4・5 (略)</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p>

鳥取県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県留置施設視察委員会条例（平成19年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第4項</u>の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の<u>委員の定数及び任期</u><u>その他委員会の組織及び運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第6項</u>の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

区 分	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通指導取締業務に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金113,090円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要</p> <p>ア 事件の発生日 平成25年6月11日</p> <p>イ 事件の発生場所 鳥取市扇町地内</p> <p>ウ 事件の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、交通指導取締り中、和解の相手方が所有する普通貨物自動車の停止を求めるため、停止旗を差し出したところ、同車両に接触し、同車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年7月25日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年7月25日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 島根県雲南市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金295,585円を支払うものとする (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成25年1月2日 午前9時55分頃 イ 事故発生場所 日野郡日南町湯河地内 ウ 事故の状況 鳥取県黒坂警察署所属の職員が、生活安全用務のため普通乗用自動車を運転中、一旦通過した右方道路へ右折しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年7月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年7月25日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>鳥取市南安長一丁目2番18号</p> <p>大森タクシー株式会社 代表取締役 山田富士男</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金100,328円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成25年2月3日 午後10時43分頃</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>鳥取市東品治町地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県鳥取警察署所属の職員が、生活安全用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、タクシー乗降場で後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年7月25日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年7月25日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金13,951円を支払うものとする と。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成25年3月18日 午前9時28分頃 イ 事故発生場所 鳥取市松並町二丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部交通部交通規制課所属の職員が、交通規制用務のため小型貨物自動車 車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線から外側車線に車線変更してきた 和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年8月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年8月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>鳥取市安長850番地1</p> <p>株式会社トヨタレンタリース鳥取 代表取締役 西村 公秀</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとする</p> <p>こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成25年1月18日 午後2時10分頃</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>西伯郡南部町鶴田地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県警察本部警備部警衛対策課所属の職員が、警衛用務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗用自動車を運転中、道路路肩に停車した際、後方からトラックが追走してきたことから、追い越しをさせるため、普通乗用自動車を更に左側に寄せたところ道路上の雪塊に接触し、同車両が破損したものである。</p>

区 分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成25年8月30日専決)</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年8月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 鳥取市天神町21番地2 ニッポンレンタカー中国株式会社鳥取駅前営業所 所長 森田 浩 幸</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生日 平成25年5月23日 午前9時55分頃 イ 事故発生場所 米子市観音寺新町一丁目地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部警備部警備第二課兼鳥取警察署所属の職員が、警衛用務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている普通乗合自動車を運転中、交差点に入 入した際、進路前方の信号が赤表示に変わったため、停止線付近まで後退したところ、 後方に停止中の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(18) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成25年8月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成25年8月30日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>鳥取市天神町21番地2</p> <p>ニッポンレンタカー中国株式会社鳥取駅前営業所 所長 森田浩幸</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金20,000円を支払うものとする</p> <p>こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成25年5月28日 午前11時00分頃</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>米子市車尾地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県警察本部警務部会計課所属の職員が、警衛用務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車を運転中、交差点を左折する際、道路左側の歩道縁石に衝突し、同車両が破損したものである。</p>

